

業務指示書

フィリピン国中部ルソン・カラバルソン地域における産業振興の可能性と開発課題に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年5月25日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年5月31日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地域産業分析・開発計画に係る調査業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/グローバル産業分析）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：産業振興政策立案、課題分析
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地域開発計画】

- 1) 類似業務の経験：地域開発計画立案、課題分析
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 産業政策】

- 1) 類似業務の経験：産業分析、政策立案
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年6月3日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PHP1 = 2.3754 円 , US\$1 = 111.099 円 , EUR1 = 125.356 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 6月 9日(木) 14:00～16:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/グローバル産業分析
地域開発計画
産業政策

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年6月20日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

フィリピン国中部ルソン・カラバルソン地域における産業振興の可能性と開発課題に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/グローバル産業分析	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 地域開発計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 産業政策	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

フィリピンのマニラ首都圏は、1990年の約800万人から2010年には約1.5倍の約1,185万人に急増し、国全体の人口の13%、GDPの36%が一極集中している。この結果、マニラ首都圏は渋滞等による経済損失が大きく、公共交通整備や郊外開発等を通じた交通の流動性や利便性の向上が大きな課題となっている。フィリピン開発計画(2011-2016)では、スービック・クラーク・マニラ・バタンガス回廊(SCMB回廊)におけるロジステックス強化が目標として掲げられているほか、JICAが作成を支援しフィリピン政府の政策として承認された「マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通インフラロードマップ」(第3項4.公開資料等参照)においても、マニラ首都圏の一極集中状態を緩和して交通渋滞などの課題を解決するために、マニラ首都圏北部に隣接する中部ルソン、及びマニラ首都圏東部・南部に隣接するカラバルソン地方の開発が重要とされている。

フィリピンを取り巻く動きとしては、2015年12月末にASEAN経済共同体(AEC: ASEAN Economic Community)が発足し、FTA締結も増加しているなど、地域統合や貿易自由化が進んでおり、東南アジア域内の産業構造と企業の立地戦略がここ数年で変化しつつある。このような中でフィリピンは堅調な経済成長を背景に、日本を含むアジア周辺国の産業展開候補地としての戦略的位置付けが高まっている。

一方で、フィリピンは1980年代の政治的混乱や治安の悪化、政策実行の遅れ等が原因でアジアの中でも製造業の発展の歩みは遅く、また裾野産業が未成熟であるため、直接投資は分業可能な一部分の産業工程に留まっている。また、そのような産業構造においては物流網が重要であるが、中部ルソン地方はクラーク国際空港およびスービック港、カラバルソン地方はバタンガス港等の大きな物流インフラがあり、複数の工業団地も建設・運営されている一方で、その最大限の活用には至っていない。これは、地域を包括する総合的な産業誘致・振興政策や、これらを実現するための包括的な物流網の政策が不十分であることが一因となっていると考えられる。

上記を受け、本調査ではまず、中部ルソン地方及びカラバルソン地方の地域開発及び産業開発動向を把握するために、制度・産業実態・インフラの現状を中心とした情報収集・整理を行ったうえで、望ましいと考えられる開発の方向性を整理・確認する。次に、上記の地域統合や貿易自由化に伴い産業構造が変化しつつある状況、及び国際分業上のフィリピンの役割が部分的な産業工程に留まっている現状を踏まえ、国際分業分析(以下、グローバル・バリュー・チェーン分析という)を通して今後誘致・振興可能性のある候補産業を抽出する。最終的に、フィリピン政府関係機関向けに、これら候補産業の誘致・振興を実現するための、産業施策のコンセプトを提示するとともに、当該コンセプトの推進・実現に向けた制度面・インフラ面のニーズ・課題を分析する。以上を報告書にとりまとめ、これを踏まえたJICAによるフィリピン政府関係機関への提案活動を支援する。同提案活動

では、フィリピン側との政策対話を通じて、フィリピン側がより具体的な政策・インフラに係る検討を深めることを目指す。

本件調査は、将来的にフィリピン政府関係機関において、今後具体的な産業振興政策の策定や、本調査対象地域の開発に資する具体的なインフラ案件形成を進める際の基礎資料として活用されることを目標とする。

2. 業務の目的

- (1) フィリピン政府の中・長期な経済開発政策における対象地域の位置づけを確認し、開発推進の基礎となる制度・産業実態・インフラの現状を中心とした情報を包括的に収集・分析したうえで、既存政策を踏まえた開発の方向性を整理・確認する。目標年次は2030年とする。
- (2) 対象地域の開発における主要な課題の一つである産業誘致・振興について、国際分業体制の分析を通して、対象地域開発の根幹となる可能性のある産業を複数抽出する。
- (3) (2)の結果を踏まえ、今後の更なる産業誘致・振興を推進する上でのコンセプトを提示する。また、当該コンセプト実現に向け、我が国によるフィリピン及び他国向け経済協力案件（調査を含む）の内容や教訓を活用しつつ、制度面・インフラ面のニーズ・課題を分析する。

3. 対象地域及び実施体制

- (1) 対象地域 フィリピン国中部ルソン地方及びカラバルソン地方
- (2) 実施体制

先方実施機関：DTI (Department of Trade and Industry)

ステアリング・コミッティ（設置予定）：BOI (Board of Investment)、RDC (Regional Development Council)、PEZA (Philippine Economic Zone Authority)、BCDA (Bases Conversion and Development Authority)、SBMA (Subic Bay Metropolitan Authority)、JCCIFI (日本商工会議所)、AFAB (Authority of the Freeport Area of Bataan)

4. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

- (1) 調査スコープについて

- ① (2)②の開発方針を整理・確認するにあたり、既存の政府・地方公共団体による開発政策に係る文献資料およびJICA等関係機関の調査・プロジェクト報告書等資料

を最大限に活用するものとする。特に、Department of Trade and Industry の Roadmap (National, Regional とともに) と関連政策は特に十分に分析すること。

- ② (2)②の開発方針の整理・確認は、新たに開発計画（マスタープラン）を作成するものではなく、既に策定・実施されている開発政策を整理・分析したうえで、それらを更に活かすために、開発の方向性を改めて提示するもの。内容は、フィリピン全体の開発計画・政策において対象地域の強みを活かした開発のあり方、そのための戦略的投資、物流インフラ、産業人材育成等を想定する。
 - ③ 対象地域が中部ルソン地方及びカラバルソン地方と広範囲に渡るため、地域の特性や調査結果が異なる部分においては、それぞれ特性ごとに記述をすること。
 - ④ 国際分業体制の分析を通して産業振興に資する産業を抽出するにあたり、以下の点に十分配慮すること。
 - ・ ローカルな視点から、収集した基礎情報を踏まえ、フィリピンの産業政策・外資誘致政策や税制等の関連諸制度、対象地域の文化、地理的特性（特に既存インフラ（スービック港、バタンガス港、マニラと対象地域をつなぐ道路、クラーク空港等）や物流網）を考慮した立地条件や気候条件等）、労働力、既存産業傾向等に留意すること。
 - ・ グローバルな視点から、国際的な主要産業の産業内分業構造を概観し、バリューチェーンやサプライチェーンの分業がもたらす地場産業活性化のインパクトを想定して、雇用創出に大きな効果を与えうる産業に留意すること。
 - ・ 上記の両視点で検討された情報を融合させた結果として、地元企業および外資企業（含む本邦企業）にとっての対象地域における潜在的に有望な産業を抽出すること。
- (2) 本調査の背景と趣旨を鑑みて、次のプロジェクトの調査・実施内容のレビューを必須とする。
- ・ JICA「マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ作成支援調査」（2012～2014年）：マニラ首都圏のインフラ整備と交通計画をセクター横断的な視点で整理し、2030年の理想的な交通ネットワーク計画を策定したもの。本ロードマップで、首都圏拡大のため、本調査の対象地域に対する開発の必要性が指摘されている。
- (3) 調査に当たっては、JICAの関連プロジェクト及び他ドナーの関連プロジェクトについて十分に情報収集するとともに、類似する他調査結果を最大限に活用すること。特に次のプロジェクトの調査・実施内容のレビューを必須とする。
- ・ USAID「Compete Project」：実施時期は2015年8月から2016年4月。6分野（自動車・自動車部品、石油化学製品、エレクトロニクス、電気製品（耐久消費財）、紙製品、航空宇宙）のグローバル・バリュー・チェーン分析調査が行われており、4月にFinal Reportが完成。

- ・ JICA「フィリピン国バリューチェーン分析を活用した産業振興計画策定プロジェクト」：2016年下半期より開始予定。自動車産業を対象としてグローバル・バリュー・チェーン分析を行い、この結果に基づいて産業振興計画を策定するもの。

(4) グローバル・バリュー・チェーン分析の手法

グローバル・バリュー・チェーン分析の手法については、将来的にフィリピン国内の他の地域で同様の調査が行われる可能性を踏まえて、カウンターパート機関やステアリング・コミッティのメンバーが活用できる手法を用いることとする。具体的な手法についてはプロポーザルの中で提案すること。

(5) グローバル・バリュー・チェーン分析の対象産業

幅広い産業の可能性を追求すべく、現段階では特に対象産業を特定していないが、フィリピン政府の産業誘致・振興方針を踏まえて、分析対象とする産業を、その選定の考え方と合わせてプロポーザルの中で提案すること。又は、調査の過程の中で産業を絞り込んでいく手順を提案すること。

(6) 産業誘致・振興コンセプトと同コンセプトを実現するための制度面・インフラ面のニーズ・課題の提示について

以下 6. 業務の内容(6)の産業誘致・振興コンセプト・開発指針の提示に際して、内容を十分に JICA、実施機関、ステアリング・コミッティと調整すること。必要に応じて、関係各所と協議の場を設ける。調査過程全体を通じ、フィリピン側関係機関に提示する前に必ず JICA と協議し、JICA のコメントを反映した上で承認を得ること。

(7) 日本企業との連携

フィリピン・日本二国間の外交関係強化を背景にフィリピンに進出する日系企業の増加が期待されているため、対象地域に関心を有する日系企業・ジェトロや商工会議所等からニーズの聞き取りや意見交換を積極的に行い、調査結果に反映すること。なお、対象企業の選定にあたっては、特定の社に限定されることなきよう、公正性・公平性の確保に留意し、JICA の事前了解を得ること。

6. 業務の内容

(1) 事前準備及びインセプション・レポートの説明・協議

- ① 既存の関連資料・情報データを整理し、業務実施に関する基本方針、方法・項目といった詳細な調査内容、実施体制、スケジュール等を検討し、それらを踏まえてインセプション・レポートを作成し、内容に関し JICA の承認を得る。
- ② カウンターパート機関・ステアリング・コミッティとインセプション・レポートについて協議し、承認を得る。

(2) 対象地域の産業誘致・振興に係る基礎情報の収集と開発方針の整理・確認

- ① 地域開発、都市開発、産業誘致・振興等関連分野に係る既存計画・調査結果のレ

ビューと情報収集を総合的に行う。

- (ア) 政府機関・地方公共団体による経済発展への取り組み
 - (a) 対象地域における開発政策、開発計画（国/州/他ドナー）
 - (b) フィリピン政府における対象地域の産業政策、重点産業
 - (c) 当該地域に関わる地方公共団体の洗い出しと各々の産業政策
 - (イ) 制度・規制・優遇制度
 - (a) 土地利用計画及び工業団地形成に関する法制度、その他関連法制度
 - (b) 税制度一般、特に経済特区に係る税制度と優遇制度
 - (c) 産業に関わる規制、外資参入に関わる規制
 - (ウ) 主要産業と人口分布、雇用状況
 - (a) 主要産業とそれぞれの産業に対する人口分布
 - (b) 現在の雇用状況
 - (c) 労務問題の有無と実態
 - (d) 外国投資の割合（過去5年）
 - (e) 主要産業（上位3位）の生産額、うち輸出額（過去5年）
 - (エ) 土地利用計画状況
 - (a) 産業別土地利用計画・工業団地の分布、それらの過去10年間程度の変化
 - (b) 潜在する災害リスク
 - (オ) 進出企業の分布と産業種類の内訳
 - (a) 対象地域における日系含む外資企業の進出状況
 - (b) 日系含む外資企業の産業種類内訳と対象地域にて行っている具体的な産業内工程
 - (カ) 教育環境（学校教育、卒後教育）
 - (a) 学校教育体系と教育普及の現状
 - (b) 産業人材育成に係る環境
 - (キ) インフラの現状
 - (a) 道路・鉄道・港湾・空港等、運輸交通・物流インフラ
（整備稼働状況、問題点）
 - (b) 電力（普及状況、金額、使用に関わる問題点）
 - (c) 通信（普及状況、金額、使用に関わる問題点）
 - (d) 上下水道と衛生（整備状況、金額、使用に関わる問題点）
 - (e) 廃棄物処理（制度整備状況、運営実態）
- ② ①とともに2014年度に実施された「フィリピン国マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ作成支援調査」を始めとした日本政府・JICAの経済協力方針を踏まえ、開発方針（目標年次：2030年）を整理し確認する。

(3) プロGRESS・レポートの作成・説明・協議

上記(2)までの調査結果と下記(4)の対応方針についてPROGRESS・レポートとしてとりまとめ、カウンターパート機関・ステアリング・コミッティに説明・協議を行ったうえで、必要に応じて内容を見直し、了解を得る。

(4) 国際分業体制における対象地域の産業集積地としての潜在性の分析

① 現在の国際分業の潮流概観

(ア) FTA 進展、AEC 発足等の外部環境の変化、IT 産業隆盛など産業トレンドの変化が現在の主要産業構造や国際分業体制にいかなる影響を与え変化しているかについて概観する。

(イ) 現在の国際分業体制における ASEAN が担っている役割・位置付を地域性や産業特性から概観する。

(ウ) ASEAN 各国（主にマレーシア、タイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、ベトナム、シンガポール、ブルネイ）がそれぞれ担う役割とその特徴について簡単に概観する。

② 個別産業の産業内分業構造の分析

(ア) 主要産業（以下 i ~ x）について以下の項目 (a) ~ (c) を踏まえて産業構造を概観する。

(a) 国際分業パターン（立地国（ASEAN 対象）・地域、拠点の投資規模）

(b) 既存進出拠点の主要な選定理由・背景

受入国側の市場規模、税制・政策、インフラ整備状況、進出インセンティブ、人材、コスト、サプライヤー立地、等の進出決定要因を抽出し、立地有望国の考え方や今後の方向性を分析する。なお、本項目は文献調査に加え、主要企業や業界団体へのヒアリングにて実施すること。

(c) 今後の拠点立地の可能性・展望

FTA・AEC 進展や産業トレンドの変化の中で、サプライチェーン及びバリューチェーン構造や立地ポテンシャルの変化を調査し、今後の産業拠点立地の傾向を分析する。なお、本項目は文献調査に加え、主要企業や業界団体へのヒアリングにて実施することを推奨する。

(イ) 国際分業の可能性が高い産業工程の抽出

上記(ア)の情報を踏まえ、主要産業（以下 i ~ x）のサプライチェーン及びバリューチェーンの工程のうち、一般的に国際分業の可能性が高い産業工程を抽出する。その際に、以下の調査項目を既存文献等の情報から取りまとめる。具体的には、対象産業についてそれぞれ、サプライチェーンおよびバリューチェーンの流れごとに簡単に構造分解を行い、各工程において必要とされる投資規模や特性を鑑みて国際分業の可能性（工程を切り離して任意の第三国に機能分業させることが可能かどうか）を検討する。

なお、ここで示すサプライチェーンとは「素材・材料→部品→最終製品」等の製造上の流れを指し、バリューチェーンとは「研究開発→生産（第1次加工、第2次加工等）→販売→メンテナンス」等のマーケティング上の流れを指すものとする。

● 対象産業

- i. 自動車産業（整備含む）
- ii. 造船・プラント産業（整備含む）
- iii. 航空機産業（整備含む）
- iv. 電気・電子関連製造
- v. 精密機器製造
- vi. IT関連産業
- vii. 素形材産業
- viii. その他関連産業（部品製造等の裾野産業）
- ix. その他新産業（バイオケミカル、製薬、防災産業、等）
- x. 食品加工、日用品産業等

(ウ) 地場産業活性および雇用創出の源泉となる分業機能を抽出

上記（イ）で抽出した国際分業可能な産業工程における a) 需要の規模、b) 地場雇用創出のインパクト（雇用規模等）を、業界情報や既存文献、ヒアリング等を通じて可能な限り明らかにし、当該産業工程を受け入れた国の地場市場や産業の活性化、および雇用創出に大きな効果を与えうと思われる産業（あるいは拠点）を抽出する。

(5) 対象地域への分業展開可能性のある産業工程の抽出と対象産業における対象地域に対する評価

① 対象地域への分業可能性を有する産業工程の抽出

上記（1）で明らかにされた対象地域の社会自然環境と（2）で抽出された産業工程を突き合わせ、他国と比較した場合の競争優位性などに配慮しながら、対象地域への分業・展開可能性のある産業工程を抽出する。

② ①で選出された産業から見た国際分業拠点としての対象地域の評価

上記で抽出された「対象地域への分業・展開可能性のある産業工程」に関わる業界団体や主要企業にヒアリングし、企業側から見た「海外進出候補先としての対象地域」に対する評価を把握する。特に進出先候補とする場合に当該地域環境における制度面・インフラ面の開発課題がある場合、詳細にヒアリングする。

(6) 産業誘致・振興コンセプトと同コンセプトを実現するための開発指針の提示

- ① (2) ②の開発方針と（5）の調査結果を踏まえ、DTI が策定している Road Map Localization の更新・発展すべきポイントを提案し、今後の更なる産業誘致・振

興を推進する上でのコンセプトを提示する。

- ② (5) ②を踏まえて、コンセプト実現のための、制度面・インフラ面（バタンガス・スービック港を含む）における開発ニーズ・課題を抽出し、特に短期的に取り組むべき事項を提言する。具体的には、以下の開発ニーズ・課題を抽出し、現状を踏まえつつ現実的な提言をまとめる。

- ・ 制度・組織編制上のニーズ・課題

（通関・税制上、企業の進出を阻害させる要因はあるか、ワンストップ・サービスの現状と課題、関係各機関の連携を十分取った上で施策が進められているか等。）

- ・ 産業誘致・振興、経済成長に欠かせないインフラ整備にかかるニーズ・課題（日本による経済協力案件の促進・活用含む）

（円滑な流通を阻害する未整備もしくは整備不十分な道路網はあるか、既存の港湾施設の運営に課題はないか、新規に必要な運輸・物流施設はあるか、等）

(7) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

全ての調査・成果をドラフト・ファイナル・レポートとしてとりまとめ、JICA 及びフィリピン側カウンターパート機関・ステアリング・コミッティに説明・協議を行い、コメントを得る。

(8) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する JICA 及び関係機関のコメントを受けて、ファイナル・レポートを作成し、JICA に提出する。

(9) 提案活動支援業務

- ① 本調査結果を受けて JICA がフィリピン政府側に提案活動を行う場合、必要に応じて支援作業を行う。

(ア) 政策対話アレンジ（相手先リストアップ・アポ取り・ロジ手配等）

(イ) 政策対話に必要な資料作成

(ウ) 議事録作成、その他必要作業等

- ② 本調査結果を受けて JICA が日本国内企業に提案活動を行う場合、必要に応じて支援作業を行う。

(ア) 本邦業界団体・主要企業への提案アレンジ（相手先リストアップ・アポ取りロジ等）

(イ) 提案活動に必要な資料作成

(ウ) 議事録作成、その他必要作業等

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナル・レポートとし、最終成果品の提出期限は、2017年1月とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(ク) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：2016年7月中旬

部数：和文4部（JICA4部）、英文14部（JICA4部、DTI他10部）（簡易製本）

(ケ) プロGRESS・レポート

記載事項：6.業務の内容(1)の調査状況、他調査進捗・結果を踏まえた(2)の方針

提出時期：2016年9月下旬頃

部数：和文4部（JICA4部）、英文14部（JICA4部、DTI他10部）（簡易製本）

(コ) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査全体結果（ドラフト）

提出時期：2017年2月上旬頃

部数：和文4部（JICA4部）、英文14部（JICA4部、DTI他10部）（簡易製本）

(サ) ファイナル・レポート

記載事項：調査全体成果（セットされた内容）

提出時期：2017年2月下旬頃

部数：和文4部（JICA4部）、英文14部（JICA4部、DTI他10部）（製本）、要約編和文3部（製本）、CD-R 3部

(2) 調査に際して作成した図表・地図と元データ

5. 実施方針及び留意事項(6)で作成した図表・地図と元データを併せて提出すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

2016年7月より業務を開始し、2017年2月にファイナル・レポートを提出する。

2. 調査実施スケジュール（案）

	7		8		9		10		11		12		1		2	
	上	下	上	下	上	下	上	日曜日	上	日曜日	上	下	上	下	上	下
(1) 事前準備及びインタビュー・レポートの説明・協議																
(2) 対象地域の産業振興に係る基礎情報の収集と開発方針の提示																
① 関連分野に係る既存計画・調査結果のレビューと情報収集																
② 開発方針（目標年次：2030年）の提示																
(3) プロセス・レポートの作成・説明・協議																
(4) 国際分業体制における対象地域の産業集積地としての潜在性の分析																
① 現在の国際分業の潮流																
② 個別産業の産業内分業構造の分析																
(5) 対象地域への分業展開可能性のある産業工程の選定・当該地域に対する評価																
① 中形ルソンへの分業可能性を有する産業工程の選出																
② ①で選出された産業から見た国際分業拠点としての対象地域の評価																
(6) 産業集積コンセプトとコンセプト実現のためのニーズ・課題の提示																
(7) 提案活動支援業務																
(8) ドラフト・ファイナル・レポート作成																
(9) ファイナル・レポート作成																

3. 業務量の目処と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目処

合計 約 28.75M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括/グローバル産業分析（2号）
- ② 産業政策（3号）
- ③ 地域開発計画（3号）
- ④ 産業分析 I
- ⑤ 産業分析 II
- ⑥ ASEAN/フィリピン経済
- ⑦ インフラ/物流整備 I
- ⑧ インフラ/物流整備 II

4. 公開資料

- ・ マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ作成支援調査（2014年）
http://www.jica.go.jp/topics/news/2014/20140917_01.html
- ・ 電子産業サプライチェーン調査報告書（2010年）
http://open_jicareport.jica.go.jp/640/640/640_118_1000021152.html

- ・ スービック港開発事業 事後評価
http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_PH-P215_4_f.pdf
- ・ バタンガス港開発事業 事後評価
http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/1999_PH-P122_4_f.pdf
- ・ バタンガス港開発事業（Ⅱ） 事後評価
http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_PH-P187_4_f.pdf
- ・ 中部ルソン高速道路建設事業 事後評価
http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_PH-P226_4_f.pdf
- ・ Road Map Localization (DTI の HP より)
中部ルソン地方 <http://industry.gov.ph/roadmap-localization-region-iii/>
カラバルソン地方 <http://industry.gov.ph/roadmap-localization-region-iv-a/>

5. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していないが、現地再委託することにより業務の効率、制度、質などが向上すると考えられる場合、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案するとともに、必要経費を見積もりに含めること。

6. 安全配慮事項

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

8. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

